

## 赤穂市個人情報保護法施行条例概要（案）

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、現行の赤穂市個人情報保護条例を廃止し、新たに赤穂市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定します。

### 1 条例制定の背景

令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）により、全国共通ルールである国のガイドラインに基づいて個人情報を取扱うことになりました。

今回の個人情報保護法の改正は、デジタル社会に対応するため、データ流通と個人情報の保護との両立を図る目的で改正されたものであり、地方公共団体においては、法律の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとされました。

これにより、条例で定めることが法律上必要な事項及び条例で定めることが法律上許容されている事項について検討を行い、法施行条例を制定します。

### 2 法施行条例の概要

#### 条例で定めることが法律上必要な事項

#### (1) 開示請求の手数料

改正法では、政令で定めるところにより、開示請求1件当たりの手数料を徴収することとされております。また、地方公共団体に対し、「開示請求をする場合については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定める（手数料を無料とすることを含む。）こと」とされています。

本市では、これまで手数料を無料とし、写しの交付に係るコピー代等のみ請求者の実費負担としてまいりましたが、改正法のとおり開示請求手数料を徴収することとします。

国は、本制度の運用に係る費用（役務に要する費用）は租税等の一般財源から賄われており、本制度を利用しない者との負担の公平性を図る観点から、当該費用は開示請求者に求めるべきものとして手数料を徴収することとしております。

本市におきましても、国の考え方にしたがって、手数料を徴収することとします。

なお、手数料の額については、国及び手数料を徴収している地方公共団体の状況を参考に、開示請求書1件につき300円とします。手数料については、特別の理由があると認めるときは、減額し又は免除することができることとします。

また、写しの交付に係るコピー代及び送付料は、引き続き実費相当の負担を請求者に求めます。

区分	現行条例	法施行条例
開示請求手数料	無料	開示請求書1件につき300円
写しの作成及び送付料	実費相当	実費相当

## 条例で定めることが法律上許容されている事項

### (1) 開示決定等の期限

改正法では、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされていますが、「地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くすることができる」とされています。

本市では、これまで開示決定の期限を「開示請求書を受理した日の翌日から起算して15日以内」としておりましたが、本市の実情として、法と異なる規定を設けるべき特段の事情は認められないことから、改正法のとおり開示請求があった日から30日以内とします。そのため、当該事項に関する規定は法施行条例で設けません。

	現行条例	個人情報保護法
開示決定等の期限	開示請求書を受理した日の翌日から起算して15日以内（起算日から60日以内で延長可）	開示請求があった日から30日以内（延長最大30日、合計60日以内）

### (2) 審議会等への諮問

改正法では、「条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等へ諮問することができる」とされることから、審議会等への諮問について規定します。

### (3) その他

#### ア 運用状況の公表

現行条例においては、開示等請求の件数など条例の運用状況を毎年公表することが定められていますが、法においては、公表する義務は定められていません。

この点、個人情報保護に関する本市の状況を市民に公表することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表することとします。

#### イ 市の内部管理に関する規定

統一かつ公正な個人情報保護制度の運営を確保するための市内部における報告、助言等に係る市長の調整機能の規定を設けます。

## 3 条例の制定及び施行予定日

本パブリック・コメントの終了後、市議会の審議・議決を経て、制定されます。施行日は令和5年4月1日の予定です。